

労働条件

Job

Q. 10月支給の給与明細を確認中、給与の支給総額は変わっていないのに手取り額が変わっていました。よく見てみると社会保険料（健康保険、介護保険、厚生年金保険）が変更されていました。

社会保険料はどのように決められているのですか？

A. 社会保険料は毎年9月分の給与（基本的には10月支給の給与）から変更されます。法律で年に一度、見直しをすること（定時決定と言います）になっています。勤務している会社が日本年金機構等に届け出（算定基礎届と言います）をし、決定することになっているためです。新しい保険料は、7月1日時点で在籍している勤め先で支払われた4・5・6月の給与総額の平均額（出勤日数が17日未満の月は除外します）を出し、その額を決められた等級表に当てはめ決定されます。基本的に給与の固定的なものに変動がなければ、保険料はその年の9月から翌年8月までの1年間、同じ額が控除されます。

厚生年金保険料についても、この保険料の変更と同じ時期に保険

料率が変わります。今年の保険料率は17.12%ですが、この保険料率は毎年、0.354%ずつ引き上げられ（船員、坑内員は0.248%）、平成29年9月には、被保険者全員、一律18.3%になります。

健康保険、介護保険の保険料率については、毎年3月に見直されることになっています。

社会保険料の本人負担分については事業主と折半するので、給与から天引きされる保険料額は半分になります。

これを機会に、給与明細を再度確認するきっかけにはいかがでしょうか。

★一口メモ…健康保険料率は被扶養者として認められる範囲であれば、家族が何人でも変わらない。介護保険料（40歳以上～65歳未満の人）は給与明細によっては健康保険料欄に一括される場合がある。

愛媛県社会保険労務士会

㊤ 総合労働相談所

電話相談 月～金 16時～19時

（ただし、祝日、8/14～16、12/29～1/3は除く）

☎(907)4868

来所相談 月～金 17時まで

（予約制）